

ご契約者さまへ

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」の取扱いの変更について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当社の傷害保険をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、当社では「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法といいます）」施行規則の改正※に伴い、2023 年 5 月 8 日以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、新型コロナウイルス感染症といいます）の取扱いを変更いたしますので、以下のとおりご案内申し上げます。

また、保険契約者と被保険者の方が異なる場合は、本内容につき被保険者の方へのご案内をお願いいたします。

（※）政府発表により、新型コロナウイルス感染症の感染症法上での分類が、2023 年 5 月 8 日に「新型インフルエンザ等感染症（二類相当）」から「五類感染症」に変更となる予定です。

記

1. 変更内容

(1) 対象商品および対象特約

対象商品	対象特約※
タフ・ケガの保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約
団体総合生活補償保険	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ・特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約
学生・こども総合保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

（※）以下、特定感染症危険補償特約といいます。

(2) 変更詳細

特定感染症危険補償特約の「用語の説明」において、補償の対象となる特定感染症を下記のとおり定めています。感染症法施行規則の改正により新型コロナウイルス感染症は同法第 6 条第 7 項第 3 号に該当しなくなるため、2023 年 5 月 8 日以降は補償対象外となります。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。

- ① 一類感染症
- ② 二類感染症
- ③ 三類感染症
- ④ 新型コロナウイルス感染症（注 1）
- ⑤ 指定感染症（注 2）

（注 1）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限ります。）であるものに限ります。

（注 2）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

2. ご契約のしおり（普通保険約款・特約）について

2023年5月8日以降は、別紙のとおり特約が変更となります。ご契約の時期により、変更前の内容を記載したご契約のしおり（普通保険約款・特約）を送付させていただいておりますので、ご了承ください。

以上

【お問い合わせ先】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
広域法人開発部 営業課
〒103-8250
東京都中央区日本橋 3-5-19
TEL：050-3460-8162

代理店・扱者
株式会社星和ビジネスリンク
〒108 - 0014
東京都港区芝 4-1-23 三田 NN ビル 4 階
TEL：03-5439-2355

変更前		変更後		備考
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」 補償特約 「用語の説明」 <中略> (50音順)		特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」 補償特約 「用語の説明」 <中略> (50音順)		・新型コロナウイルス感染症は、感染症法施行規則等の改正により「変更前」の(注1)を満たさなくなるため、2023年5月8日以降は既存契約も含めて補償対象外となります。
	用語	説明		
	<中略>			
と	特定感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症(注1)</u> ⑤ <u>指定感染症(注2)</u> <u>(注1) 新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。)</u> であるものに限ります。 (注2) 指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。	特定感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 指定感染症(注) (注) 指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。		
	<中略>			
	第1条(保険金を支払う場合) 当社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約、傷害補償特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。 <以下略>	第1条(保険金を支払う場合) 当社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約、傷害補償特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。 <以下略>		